

- PAZ内の5つの小中学校の児童・生徒(〇〇人)及び3つの保育所の幼児(〇〇人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- **施設敷地緊急事態**になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県たかはまちよう又は高浜町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
内浦 <small>(うちうら)</small> 小学校	〇〇	〇〇	〇〇
内浦 <small>(うちうら)</small> 中学校	〇〇	〇〇	〇〇
青郷 <small>(せいきょう)</small> 小学校	〇〇	〇〇	〇〇
高浜 <small>(たかはま)</small> 小学校	〇〇	〇〇	〇〇
高浜 <small>(たかはま)</small> 中学校	〇〇	〇〇	〇〇
小計	〇〇	〇〇	〇〇
内浦 <small>(うちうら)</small> 保育所	〇〇	〇〇	〇〇
青郷 <small>(せいきょう)</small> 保育所	〇〇	〇〇	〇〇
高浜 <small>(たかはま)</small> 保育所	〇〇	〇〇	〇〇
小計	〇〇	〇〇	〇〇
合計	〇〇	〇〇	〇〇

※児童等の人数については、平成〇年〇月〇日現在。

警戒事態

- (1) 避難準備
- (2) 児童等の保護者への引き渡し

児童等の
引き渡し

保護者が児童等を引き取り

施設敷地緊急事態

引き渡しが出来なかった児童等と職員が共にバスで
避難先施設に避難。

避難の準備

全面緊急事態

避難先施設

- 敦賀市立看護大学 他16箇所(県内避難)
- 兵庫県立宝塚高等学校 他21箇所(県外避難)

避難先で保護者へ
引き渡し

避難の開始

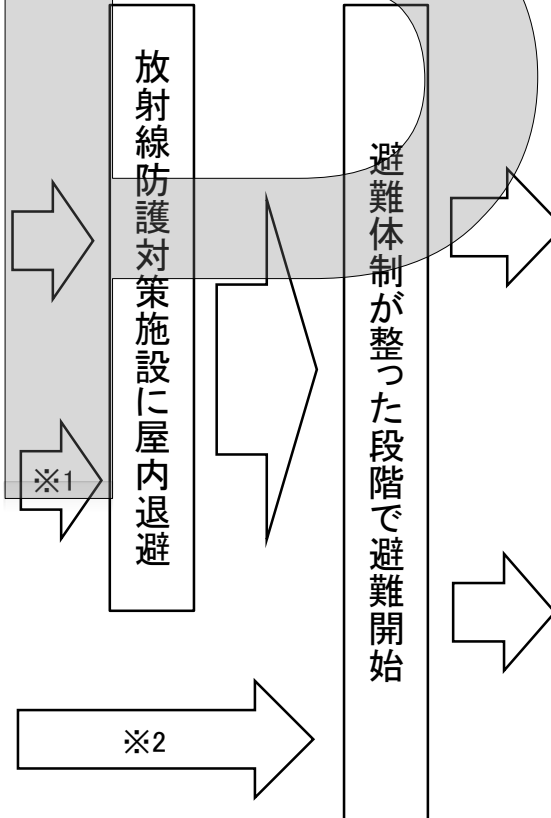
- PAZ内の医療機関及び社会福祉施設(5施設213人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院附属介護老人保健施設については、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。
- 高浜ケアサポート、青葉苑、高浜つくし寮の入所者については、受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、**無理に避難すると**健康リスクが高まる者がいる場合、近傍の放射線防護対策施設に収容。
- 何らかの事情で、予め選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、福井県が受入先を調整。

避難元施設

＜PAZ内5施設の入所者等の避難の考え方＞

避難先施設

＜放射線防護対策施設＞			
番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
1	病院	若狭高浜病院	〇〇
2	介護老人 保健施設	若狭高浜病院附属 介護老人保健施設	〇〇
計 〇〇人(職員数〇〇人)			
番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
3	有料老人ホーム	高浜ケアサポート (であいの郷)	〇〇
4	生活支援ハウス	青葉苑	〇〇
5	共同生活援助	高浜つくし寮	〇〇
計 〇〇人(職員数 〇〇人)			



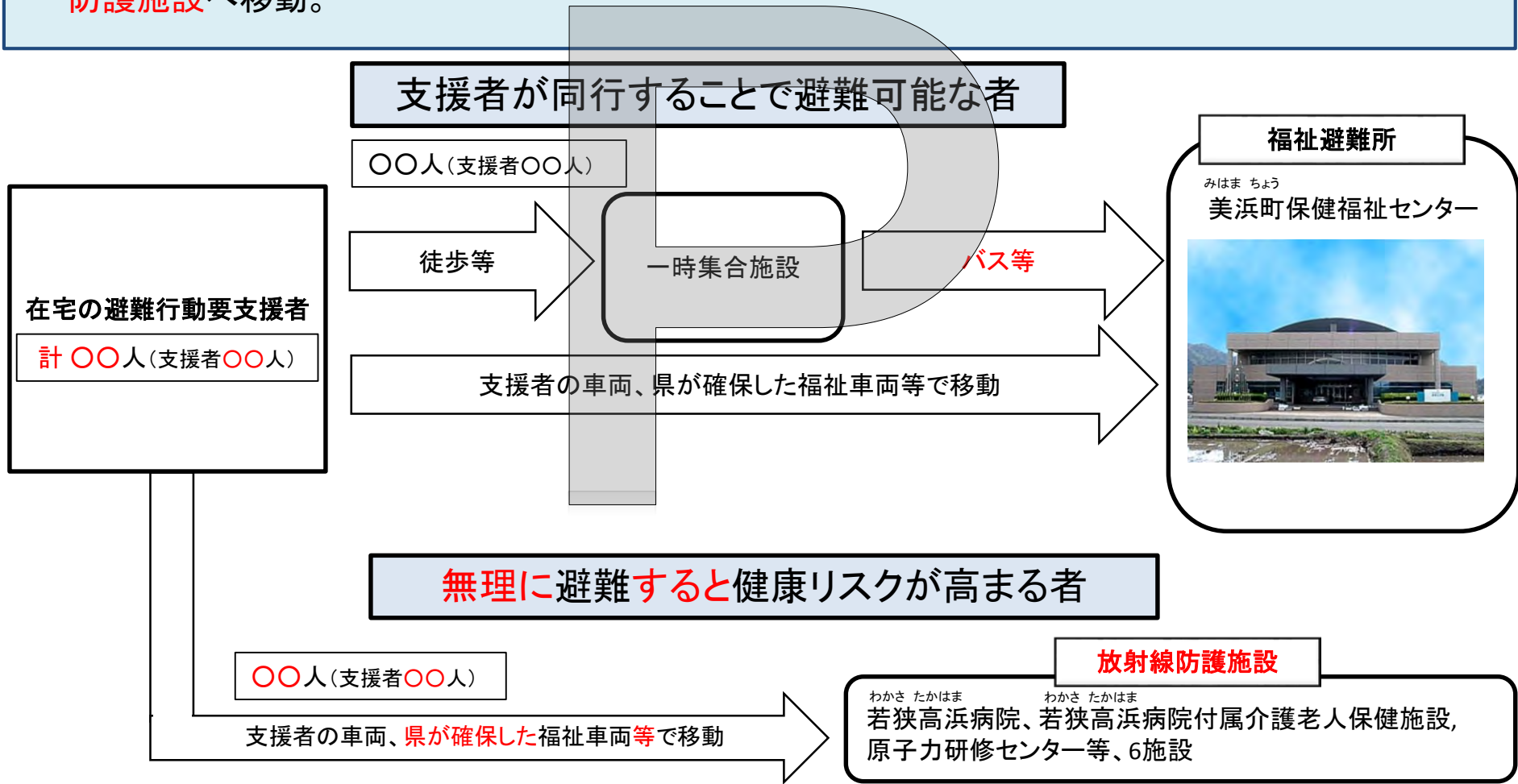
施設種別	施設名
病院	市立敦賀病院(敦賀市)
	国立病院機構 敦賀医療センター(敦賀市)
介護老人 保健施設	湯の里ナーシングホーム(敦賀市)
	リバーサイド気比の杜(敦賀市)
	気比の風(敦賀市)
施設種別	施設名
介護老人 福祉施設	常盤荘(敦賀市)
障害者 支援施設	敦賀市立やまびこ園(敦賀市)

※1 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で近傍の放射線防護対策施設へ移動

※2 避難に必要な体制が整うまで自施設に屋内退避を実施し、その後あらかじめ定められた避難先施設へ避難

たか はま ちょう

- 高浜町では、在宅の避難行動要支援者666人全ての者について、避難先は決定済みであり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- **無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護施設へ移動。**



- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約〇〇〇人について、バス〇〇台、福祉車両〇〇台（ストレッチャー仕様〇〇台、車椅子仕様〇〇台）。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	児童等〇〇人 +職員〇〇人 (=〇〇〇人) (8箇所)	〇〇台 (児童等〇〇人 +職員〇〇人)	〇台	〇台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少 【資料P27】
放射線防護対策が講じられていない社会福祉施設の入所者の避難※4	入所者数〇〇人 +職員数〇〇人 (=〇〇人) (3箇所)	〇台 (入所者〇人 +職員〇人)	〇台 (入所者〇人 +職員〇人)	〇台	【資料P28】
在宅の避難行動要支援者の避難	〇〇人 +支援者〇〇人 (=〇〇人)	〇台 (要支援者〇人 +支援者〇人)	〇台	〇台	支援者での車両での避難によりその分必要者用台数は減少 【資料P29】
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護施設に輸送	〇〇人 +支援者〇〇人 (=〇〇人)	〇台	〇台 (要支援者〇人 +支援者〇人)	〇台 (要支援者〇人 +支援者〇人)	屋内退避施設に輸送 近距離のためピストン輸送(4往復)を想定 【資料P29】
合計	〇〇〇人	〇〇台	〇〇台	〇〇台	

※1 数字は現段階で高浜町が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり45名程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1名、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 放射線防護対策が講じられている若狭高浜病院、若狭高浜病院附属介護老人保健施設の入所者の輸送に必要な車両は、バス〇台[入所者〇人+職員〇人]、福祉車両(ストレッチャー仕様)〇台[入所者〇人+職員〇人]、福祉車両(車椅子仕様)〇台[入所者〇人+職員〇人]が必要。当該2施設については、7日間の屋内退避が可能(必要な食料・生活物資等については備蓄中)

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、高浜町、おおい町、小浜市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社等の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中

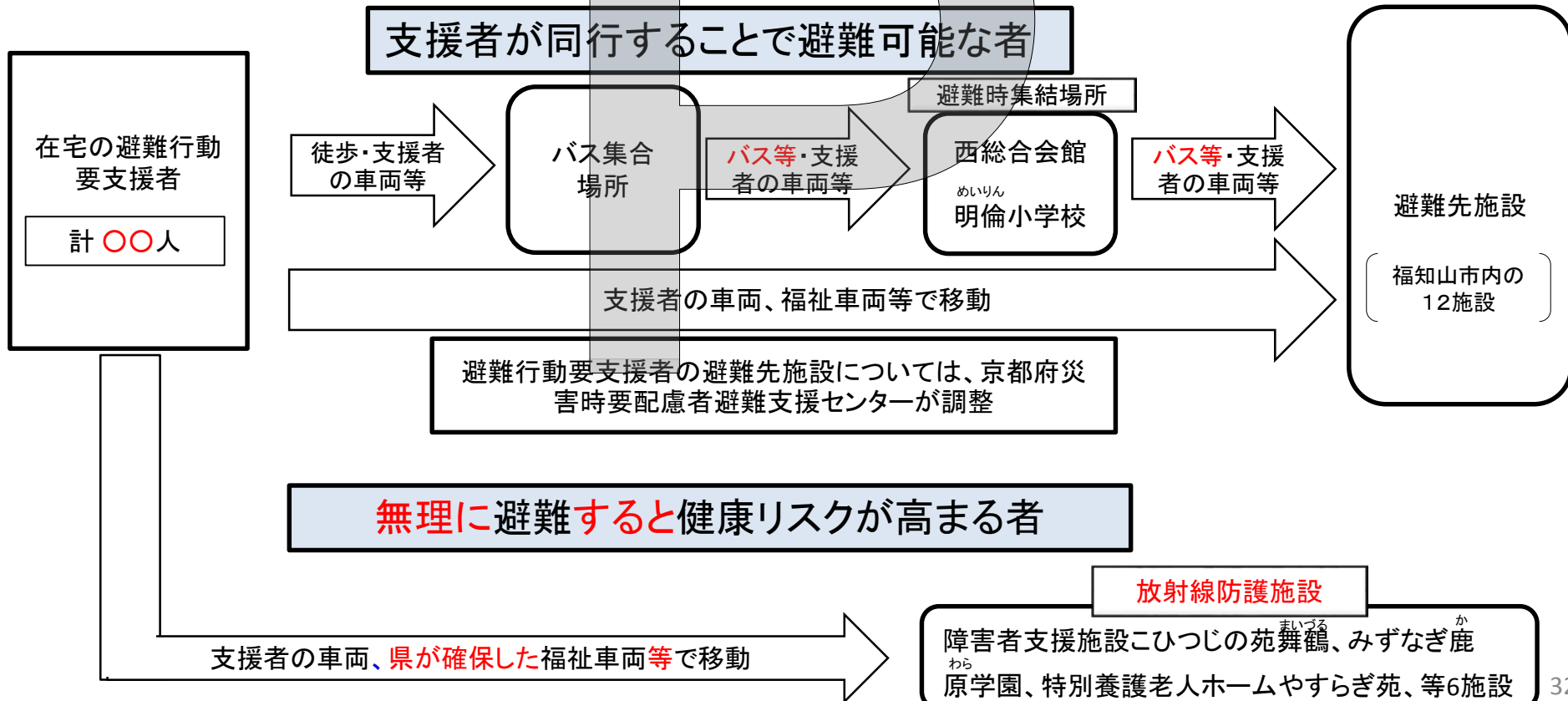
		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		〇〇台	〇〇台	〇〇台	
(B) 確保車両台数		計〇〇台	計〇〇台	計〇〇台	
確保先	<small>たかはまちょう ちょう おばまし</small> ・高浜町、おおい町、小浜市 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(高浜町、おおい町、小浜市)	〇台	〇台	〇台	保有車両台数 バス〇台 福祉車両(ストレッチャー)〇台 福祉車両(車椅子)〇台 必要に応じて屋内退避施設に輸送
	<small>れいなん</small> バス会社(福井県嶺南地方)	〇台 [※]	—	—	保有車両台数 バス 173台
	関西電力	〇台	〇台	〇台	保有車両台数 バス〇台 福祉車両〇台 (ストレッチャー、車椅子兼用) 福祉車両(車椅子)〇台

※ 福井県原子力防災訓練(平成26年度)の実績を参考に、バス会社保有台数のうち1/4程度の出動を見込む

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

まいづるし

- 舞鶴市では、在宅の避難行動要支援者〇人のうち〇人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整中。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防職・団員等の協力により避難等ができる体制を整備中。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又は**バス等**で避難先へ移動。
- 避難行動要支援者の避難先については、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が舞鶴市と連携の上、避難行動要支援者の態様に応じて府内の施設を調整・確保。
- **無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。**
- 舞鶴市のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域には、学校、保育所、医療機関、社会福祉施設は存在しない。



- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約○人について、バス○台、福祉車両○台（ストレッチャー仕様○台、車椅子使用○台）。

	想定対象人数	最大必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
在宅の避難行動要支援者の避難 ※4※5	○人 + 支援者○人 (=○人)	○台	○台	○台	・支援者の車両での避難により必要車両台数は減少 ・必要に応じて放射線防護施設に輸送 【資料P32】
合計	○人	○台	○台	○台	

※1 数字は現段階で舞鶴市が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり45名程度の乗車を想定

※3 福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 無理に避難すると健康リスクが高まる者については、近傍の放射線防護施設に搬送

※5 バスについては、PAZ(松尾・杉山地区)に1台、PAZに準じた避難を行う地域(大山地区、田井地区、成生地区、野原地区)に2台の配車を想定

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難のために、まいづるし舞鶴市が保有する車両のほか、まいづるし舞鶴市内のバス会社等が保有する車両、まいづるし舞鶴市内のタクシー事業者が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社等の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 ストレッチャー 仕様	福祉車両 車椅子仕様	
(A) 必要車両台数		○台	○台	○台	
(B) 確保車両台数		計○台	○台	計○台	
確保先	まいづるし 舞鶴市	○台	—	○台	保有車両台数 バス○台 福祉車両(車椅子仕様)○台
	まいづるし 舞鶴市内のバス会社、 社会福祉施設	○台	—	○台	バス会社等の保有車両台数 バス○台(乗合含む) タクシー○台 社会福祉施設の保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー仕様)○台 福祉車両(車椅子仕様)○台
	関西電力	○台	○台	○台	保有車両台数 バス○台 福祉車両○台 (ストレッチャー、車椅子兼用) 福祉車両(車椅子仕様)○台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請